

指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業
訪問介護ステーションたいし運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は有限会社リヴクリエイトが開設する訪問介護ステーションたいし（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は、訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者、総合事業にあつては要支援状態及び事業対象者に対し、適正な指定訪問介護及び第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問介護ステーション たいし
- (2) 所在地 旭川市豊岡15条5丁目4番15号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

指定訪問介護、第1号訪問事業を兼務する。

- (1) 管理者 1名 （サービス提供責任者兼務）
管理者は事業所の従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) サービス提供責任者 2名以上 （内1名は管理者兼務）
サービス提供責任者は事業所に対する訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画、第1号訪問事業計画書の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員 10名以上
訪問介護員は、指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日迄とする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日は除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
居宅サービス計画により、休業日及び営業時間外であってもサービスを提供する
場合がある。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2. 第1号訪問事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、旭川市が定める額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 訪問型サービス費 (11)・・・1週間に1回程度
- ② 訪問型サービス費 (12)・・・1週間に2回程度
- ③ 訪問型サービス費 (13)・・・1週間に2回を超えた場合

3. 第8条に規定する通常の事業の実施地域以外の地域において指定訪問介護等を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から利用者の居宅までの往復距離について交通費は次の額を徴収する。

移動手段	交通費
公共交通機関	実費
車	1キロあたり20円

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は旭川市とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 事業所は、利用者に対する指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

4. 事業所は、利用者に対する指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情解決)

第9条 指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供に対する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、その苦情内容等を記録するものとする。

(衛生管理等)

第10条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防等のための対策を検討する委員会（テレビ電話等装置を活用して開催する物を含む）を定期的に開催し、その結果について従業者への周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防等のための指針の整備
- (3) 従業者に対する感染症の予防のための研修並びに感染症の発生の予防及び蔓延の防止のための訓練の定期的な実施

(虐待防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 苦情解決体制の整備
 - (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の定期的な実施
 - (5) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員へ周知徹底を図る
 - (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または擁護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第12条 事業所は、サービスの提供にあたっては利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わないものとする。

2. 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

3. 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束適正化のための指針を整備する事
- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその

結果について従業者に周知徹底を図る。

- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施
- (4) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護及び第1号訪問事業の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で業務の早期再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2. 事業所は、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年10日

2. 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. 事業所は、指定訪問介護及び第1号訪問事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社リヴクリエイトと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

- 附 則 この規程は 平成23年 7月 20日から施行する。(住所変更)
- この規程は 平成27年 2月 1日から施行する。(職員の員数・交通費変更)
- この規程は 平成27年 8月 1日から施行する。(訪問介護・介護予防訪問介護の利用料等)
- この規程は 平成29年 4月 1日から施行する。(介護予防・日常生活支援総合事業)
- この規程は 令和 6年 4月 1日から施行する。(緊急時における対応方法 第8条)(苦情解決 第9条)(衛生管理等 第10条)(虐待防止のための措置に関する事項 第11条)(身体拘束の禁止 第12条)(業務継続計画の策定等 第13条)(職場におけるハラスメントの防止 第14条)(その他運営についての留意事項 第15条)